

特定個人情報保護評価部会の設置等について（案）

～ 特定個人情報保護評価に係る第三者点検の審議方法 ～

1 部会の設置

第三者点検にあたっては、専門的、技術的な内容について詳細かつ具体的に検討、審議する必要があること、個人情報保護や情報システムに知見を有する者が求められていること、対象システムが複数あり継続的な審議が予想されること等から、第三者点検を専門に行う部会を設置し、少人数で集中的に点検を行うこととしたい。

2 部会の名称

特定個人情報保護評価部会

3 部会の委員の指定

(1) 人数 3人

(2) 構成委員

ア 会長

イ 個人情報の保護に関する学識経験を持つ委員

ウ 情報システムに知見を有する委員

4 審議の進め方

審議会（全体会）に諮問（対象となるシステム名を明示）



部会での個別審議



部会から審議会（全体会）に対し審議結果の報告



全体会で答申の決定

5 部会における会議の非公開について

部会での個別審議にあたっては、情報公開条例第7条第6号に規定する不開示情報（事務事業執行情報）が含まれることが予想されことから、条例第25条ただし書及び規則第12条第1項第2号に基づき、原則非公開としたい。

なお、議事録については、千葉市附属機関の会議の公開に関する要綱第6の3及び4に基づき、不開示情報に係る部分を除いたものを公表する。

【参 考】

◆ 千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例施行規則 第2条【部会】

第2条 審議会は、必要があると認めるときは、会長が指名する委員をもって組織する部会を置くことができる。

◆ 特定個人情報保護委員会規則 第7条第4項【地方公共団体等による評価】

第7条

4 第1項前段及び第2項の場合において、地方公共団体等は、これらの規定により得られた意見を十分考慮した上で当該評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者で構成される合議制の機関、当該地方公共団体等の職員以外の者で個人情報の保護に関する学識経験のある者その他指針に照らして適当と認められる者の意見を聴くものとする。当該特定個人情報ファイルについて、第11条に規定する重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

◆ 特定個人情報保護評価指針 第5の3（3）（抜粋）【「全項目評価」の「地方公共団体の場合」】

地方公共団体等は、公示し住民等の意見を求め、必要な見直しを行った全項目評価書について、規則第7条第4項の規定に基づき、第三者点検を受けるものとする。第三者点検の方法は、原則として、条例等に基づき地方公共団体が設置する個人情報保護審議会又は個人情報保護審査会による点検を受けるものとするが、これらの組織に個人情報保護や情報システムに知見を有する専門家がないなど、個人情報保護審議会又は個人情報保護審査会による点検が困難な場合には、その他の方法によることができる。

◆ 特定個人情報保護評価指針の解説 第5の3（3）

【Q】地方公共団体等の実施する全項目評価書については、第三者点検を受けることとなっていますが、どのような方法があるのでしょうか。

- 第三者点検は、原則として、条例に基づき地方公共団体が設置する個人情報保護審議会や個人情報保護審査会の点検を受ける方法が考えられます。
- 専門性確保の観点から、既存の個人情報保護審議会や個人情報保護審査会のメンバー（の一部）に新たに個人情報の保護に関する学識経験のある者、情報システムの知見を有している者等を追加して点検を受ける方法も考えられます。
- また、個人情報保護審議会や個人情報保護審査会に専門的知識を有している者がいない場合、専門的知識を有している者の追加が困難な場合、適時に答申を受けることが困難な場合など、個人情報保護審議会や個人情報保護審査会による点検を受けることが困難な場合には、上記知識を有する外部の第三者に点検を受ける方法も考えられます。
- さらに、他の地方公共団体と連携して行う方法なども考えられます。

【Q】第三者点検を行う者のスキルや資格は、どの程度のレベルまで考慮すべきでしょうか。

- 第三者点検を行う者について何らかの資格を問うものではありませんが、個人情報の保護に関する学識経験を持っている者や、情報システムに知見を有している者等を含むことを想定しています。

特定個人情報保護評価部会設置要綱（案）

（設置）

第1条 千葉市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例施行規則（平成17年千葉市規則第29号）第2条第1項の規定に基づき、千葉市長から諮問された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に基づく特定個人情報保護評価（以下「個人情報保護評価」という。）の調査審議のため、特定個人情報保護評価部会（以下「部会」という。）を置く。

（組織）

第2条 部会は、審議会の委員3人を持って組織する。

- 2 部会は、審議会の会長並びに審議会の会長が指名する個人情報の保護に関する学識経験を持つ審議会の委員及び情報システムに知見を有する審議会の委員で構成する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長及び副部会長は、委員の互選により定める。
- 5 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（部会の調査権限）

第3条 部会は、必要があると認めるときは、実施機関の職員その他関係者等の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（会議の公開）

第4条 部会の会議は、原則として公開しないものとする。

（議事録の作成等）

第5条 部会の議事録は、原則として公開するものとする。ただし、公開にあたっては、当該議事録から千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号）第7条各号に規定する不開示情報に係る会議経過を除くものとする。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月31日から施行する。